事業系一般廃棄物処分届出書の記入方法

~事業者のみなさんへ~

事業系のごみの処分を町に依頼する場合、「事業系一般廃棄物処分届出書」の届出が必要です。記入方法を参照して届出書を作成し、環境センターまで提出してください。

提出先:環境センター

提出方法:郵送または直接、環境センターまで なお、届出書は、処分を依頼するときに事前に提出してくださ い。

業種名

主に営んでいる事業の内容

紙類

資源ごみとして処分する紙類(ダンボールや新聞紙、紙パックなど)は資源ごみの欄に、可燃ごみとして処分する紙類(オフィス古紙、紙くずなど)は可燃ごみの欄に記入してください。

布類

製造過程でできた切れ端や作業着・清掃用ウエス等 を、資源ごみとして処分 資源ごみの欄に 可燃ごみとして処分 可燃ごみの欄に

運搬の方法

ア)ごみの収集運搬を許可業者に依頼している事業所 イ)自ら環境センターへ運び込む事業所

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち爆発性・毒性・感染性のある物を排 出し、その処理を依頼している許可業者名と量

様式領	育3号	랅(第	4 条関	(係)													年	月	日
			事	業	系	_	般	廃	棄	物	処	分	届	出	書				
熊	取	町	長	殿															
											所 在 地							4	
											名	禾	尔						

代表者名

事業系一般廃棄物の処分を依頼したいので、廃棄物の減量化及び適正処理条例第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

び量等 (1月平均) ごみ 厨芥類 紙類・布類 プラスチック類 (Kg	・袋)										
び量等 (1月平均) ごみ 厨芥類 (Kg 紙類・布類 (Kg プラスチック類 (Kg	·										
(1月平均) 厨芥類 (Kg 紙類・布類 (Kg プラスチック類 (Kg											
プラスチック類 (Kg	・袋)										
	・袋)										
(Kg	・袋)										
	・袋)										
資源 びん類 (Kg	・袋)										
ごみ かん類 (Kg	・袋)										
紙類 (Kg	・袋)										
布類 (Kg	・袋)										
発泡トレイ (Kg	・袋)										
プラスチック製ボトル類 (Kg	・袋)										
粗大・不燃ごみ (Kg	・袋)										
	・袋)										
他 (Kg	・袋)										
収集の場所 ア)事業所内											
イ)その他(
▲運搬の方法 ア)収集運搬許可業者(業者名:)))	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
イ)処理施設への直接搬入	イ)処理施設への直接搬入										
特別管理一般廃 有の場合、委託している許可業者名を記入してください。 車 車											
棄物の有無 ¹ ¹	Kg										

所在地と代表者名

事業活動の本拠の位置・名称

(Kg・袋)

EП

木・竹類

建築廃材以外の木切れ、梱包材等

厨芥類

会社事務所では茶がらなど 飲食店では、調理くずや残飯など

プラスチック類

プラスチック製ボトル類以外の廃プラスチック類

びん類・かん類

事業により発生したものや事務所な どで飲食したもの

ごみを減らすためには

- ・ リフューズ(発生抑制)
- ・ リデュース(減量化)
- ・ リユース(再使用)
- ・ リサイクル(再生利用)

の「4R」がキーワードになります。

いま一度、ごみの減量化、資源ごみの分別をお確かめください。

